

65歳超雇用推進助成金

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者を積極的に活用しようとする企業が受給できます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険に加入している
 - ✓ 雇用管理整備計画書の計画認定を受けていること
 - ✓ 認定された雇用管理整備計画に基づき、計画の実施期間内に次の(1)から(4)のような措置を実施すること
- (1) 高年齢者の職業能力を評価する仕組み及びこれを活用した賃金・人事処遇制度の導入又は改善
 - (2) 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入又は改善
 - (3) 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
 - (4) 法定外の健康管理制度の導入
- ✓ 雇用管理整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までに高齡法第8条および第9条を遵守していること
 - ✓ 支給申請日前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上おり、計画終了日より6ヶ月以上継続雇用予定があること
 - ✓ 支給対象経費を支給申請日までに支払っていること

助成額

	中小企業	中小企業以外
生産要件を満たした場合	75%	60%
生産要件を満たさなかつた場合	60%	45%

支給対象経費は、雇用管理制度導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、50万を上限とする経費の実費を支給対象とします。

支給までの流れ

